

事業を行つて居る事業を言明出来ルト思ヒマス

(番外) 十八卷ノ質問ニ答へル、此問題ニ付テ予ノ届ク限リ
書物ヲ集メ着々研究中ニアリマス、大キキ問題デアルカラド
ノ辺マデ行ツテ居ルトモハレモセシガ火災善ハ事業務カラ起ルトモ
根本カケラ纏メ下其レヲ研究中ニアル追テ亦知ラセシマス、
(十八) 甚々ハドノ程度マシ火災善ガ保償サレテ居ルカ

〇 (十二) (工務ニ起因スル傷病者救済ニ対シ吾々ノ組合ニオイテ
ハ共済組合ガ此ヲ負担シテ居ル、工務ニ於ケルモノノ救済員
担ハシキルガ共済組合ガ負担スベキデアルカドウカハ疑問ニ
下ル、究然ノ事ニ倒レテ進査ニ京都ニハ多クノ金ヲ費サシテ
〇 隠退シタ、吾々職ニ倒レテ相互救済ノ組合カラ救済サレ
ルノガセ当カ否ヤヲ研究シテ戴キタイ、マカ共立会調査

部デハ完全ニ調査研究ガシテアリマセン

(七) 提案ニ付テ具体的調査ガ進テナク中央委員ニ於
テモ調査中ナルトモ故ニ充分調査シテ次回会議ニ提
案サレタイカ如何

保償
保償
テ受ケテ居ルカ民法上ノ保償ハ或ル程度マテアルト思フ、事業
主ノ保償ハ或ル程度マテ保償サレテ居ルト思フ、繰リ返ス様デ
アルガ周防ノ靴履ノ際ノ災害事件ノ公判ニヨリテ或ル程度マテ
認めテ居ルト思フ、共済組合ノ中ニ政府ガ吾々ト同ジ掛金ヲ
掛ケテ居ルトハ極ク少シニハアルガ多少保償シテ居ル事ニテ
ルト思フ此ノ程度マシハオ答ヘガ出来マシ
(十八) 吾々が工務員傷ヲ怪我シタトモハ海軍病院ニ治ルマシ